

令和7年度包括外部監査結果報告書（概要版）

豊中市包括外部監査人 小室 将雄

1. 包括外部監査の概要

【1】 選定した特定の事件（テーマ）

1. 包括外部監査対象

市民協働部の所管事業に係る財務に関する事務の執行及び市の出資団体で同部に関わるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るものについて

2. 包括外部監査対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び令和7年度の一部についても監査対象とした。

3. 包括外部監査対象部局

市民協働部並びに公益財団法人とよなか国際交流協会及び一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団。また、必要に応じ、市の財政的支援（補助金等）、出資団体、指定管理に係る方針等の関係部署。

【2】特定の事件（テーマ）を選定した理由

市は、市民主体のまちづくりを進め、豊中の自治を充実させていくために、平成 19 年 3 月に「豊中市自治基本条例」を制定し、市民や地域団体と協力して、地域のつながりを強め、より良い地域づくりをさらに進めていくために、平成 24 年 3 月には「豊中市地域自治推進条例」を制定している。

市民協働部では、市民と行政が協働して地域課題を解決し、より良い地域社会を形成するため、市民公益活動の推進、地域コミュニティの活性化等を目指す事業を推進している。こうした事業は多岐にわたり、市民活動への助成金や補助金等、財政支出を伴うものも多い。また、同部は、人権文化のまちづくり、戸籍、住民基本台帳その他の市民生活に関すること、雇用、就労その他の生活支援及び消費生活に関すること等、幅広い事務を所掌している。

監査人は、令和 5 年度において「行財政改革の推進と地方公会計の活用について」を特定のテーマとし、予算編成、決算調製、財産管理など、行財政運営全般の財務に関する事務の執行について監査を行うとともに、令和 6 年度においては「会計課が所管する財務に係る事務の執行について」を特定のテーマとし、市の財務事務における会計課の審査に係る事務について監査を行った。

令和 7 年度（最終年度）においては、会計課での審査に至るまでの支出負担行為、契約事務、履行管理、支出命令など一連の財務事務に焦点を当て、また、これまでの市における包括外部監査におけるテーマや内容等も勘案して、市民協働部における多様な事務について、市の条例・規則等に基づき、また、効果的かつ効率的に財務事務が遂行されているか、外部の視点で監査を実施することが有用であると判断したものである。

また、市民協働部については、市が 100% 出資している「公益財団法人とよなか国際交流協会」及び「一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団」との連絡調整が所掌事務とされている。市は平成 22 年 11 月に「豊中市出資法人等見直し指針」を策定し、その中で、出資の割合や人的又は財政的関与の程度、団体の法人形態、機能、役割に応じて、団体の自立性を損なわないよう取り組みを進めていく必要があると明記している。この指針に沿った取り組みをさらに推進する上で、出資団体の出納その他の事務の執行が市からの出資の目的に沿って行われているか等について、改めて、外部の視点から監査することは有用であると考えます。

以上から、「市民協働部の所管事業に係る財務に関する事務の執行及び市の出資団体で同部に関わるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るものについて」を特定の事件（テーマ）として選定した。

【3】 外部監査の方法

1. 監査の視点と着眼点

- 市民協働部の所管事業に係る財務に関する事務は、関連諸法令・諸規程に基づき適切に行われているか。
- 市民協働部の所管事業に係る財務に関する事務は、効果的かつ効率的に行われているか。
- 市民協働部の所管事業に係る財務に関する事務において、不正又は誤謬のリスクに対応する内部統制は適切に整備・運用されているか。

項目	着眼点
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民協働部の所管事業に係る財務に関する事務は、法令や条例等、要綱・要領等に準拠して適切に行われているか。 ● マニュアル等の庁内ルールに定められた事務処理の手続が適切に行われているか。
経済性 効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民協働部の所管事業に係る財務に関する事務は、効果的かつ効率的に行われているか。 ● 窓口関連業務等のBPR（※）推進について、経済性・効率性の観点から十分な効果を生み出しているか。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民協働部の所管事業に係る財務に関する事務は、不正又は誤謬を発見又は防止する等の目的に照らし、有効に機能しているか。
内部統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民協働部の所管事業に係る財務に関する事務の執行に関して、市が導入する内部統制制度に沿った対応が行われているか。

※BPR：Business Process Re-engineering の略であり、業務フローの再構築を意味する。

2. 実施した監査手続

- ①市民協働部の所管事業に係る財務に関する事務についてのヒアリングの実施、関連資料の閲覧
- ②監査対象とした事業に関連する法令や条例等、要綱・要領等の確認
- ③関連資料の閲覧と分析
- ④出資団体に対して備品や現金等の現物確認と現地視察

【4】 監査の結果及び意見の区分

本報告書での指摘の取扱いは、監査の「結果」と「意見」に区分している。

監査の「結果」（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）とは、「事務の執行」における合規性（適法性と正当性）の観点から是正・改善を求めるものである。法令、条例、規則等に違反、あるいは著しく適切さを欠くもので、速やかに所要の措置を講じるように求めるものである。

監査の「意見」（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）とは、監査の「結果」には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなどに述べる見解のことである。

2. 監査の結果及び意見の要約

【1】 総括意見

1. はじめに

今年度は私が包括外部監査人として選任され、監査を実施する3年目である。初年度においては、「行財政改革の推進と地方公会計の活用について」を特定のテーマとし、予算編成、決算調製、財産管理など、行財政運営全般の財務に関する事務の執行について監査を行うとともに、2年目においては「会計課が所管する財務に係る事務の執行について」を特定のテーマとし、市の財務事務における会計課の審査に係る事務について監査を行った。最終年度である3年目においては、会計課での審査に至るまでの支出負担行為、契約事務、履行管理、支出命令など一連の財務事務に焦点を当て、また、これまでの豊中市の包括外部監査におけるテーマや内容等も勘案して、市民協働部における多様な事務について、市の条例・規則等に基づき、また、効果的かつ効率的に財務事務が遂行されているかについて監査を実施するため、「市民協働部の所管事業に係る財務に関する事務の執行及び市の出資団体で同部に関わるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るものについて」をテーマとして選定した。

具体的には、市民協働部の所管事業のうち予算規模を基に抽出した監査対象事業について、各事業の概要をヒアリングするとともに、KGI及び目標値の設定状況について政策評価資料や事務事業評価シート（事業管理シート）を閲覧し、設定された指標が具体的かつ測定可能な指標として設定されているか、定期的な見直しがなされているか把握した。

また、監査対象事業において、補助金交付や、委託事務、行政財産目的外使用料の徴収及び土地の貸付事務等の財務事務について、各所管課にヒアリングを行うとともに、関連する規程や要綱、契約書、決裁資料等を閲覧し、効果的かつ効率的に事務が遂行されていること、及びこれらの事務の合規性等を確認した。特に、委託事務については、委託の効果や指定管理者制度導入の余地についてヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、経済的な事業の遂行がなされているか確認した。

加えて、窓口関連業務委託について、仕様書の業務内容や受託者と市との役割分担、市のモニタリング方法等について、ヒアリング及び契約書、仕様書、報告資料、BPR関連資料の閲覧を行い、委託による効果及び課題、システム標準化に向けてのBPRの実施状況について把握するとともに、これらの業務が効果的・効率的かつ有効に遂行されているか確認した。

さらに、市の出資団体についても、法人概要や出納、その他の事務の流れについてヒアリングを行うとともに、契約書、仕様書、報告資料等の関連資料を閲覧し、効果的かつ効率的に事務が遂行されていること、及び市からの出資の目的に沿って行われていることを確かめた。加えて、関連諸法令・諸規程及び関連マニュアルを閲覧すること等を通じて、これらの業務の合規性等を確かめた。

2. 各事業における目標値の設定と評価・改善について

市の事務事業評価においては、「事務事業それぞれの活動量を定量的に分析するとともに、必要性や運営方法等、多面的な観点から評価する」と規定されている。このため、事務事業評価シート（事業管理シート）では、関連データ（「目標」または「参考」）と、過去3か年の実績値の推移を記載することができる設計となっている。なお、全ての事業において定量的な数値を設定できるものではないことから、関連データの設定は任意とされている。「目標」は、定量的な視点から事業を評価するために数値を測るもの、「参考」は、数値の変動により事業の方向性に影響を及ぼすことが考えられるため、定量的に数値を測るものである。

監査対象事業においては、証明書コンビニ交付事業（市民課）、DV（※）及び困難な問題を抱える女性支援事業（人権政策課）など、参考値として証明書発行件数や相談件数などが設定され、実績値の推移は記録されているものの、明確な目標値が設定されていないため、具体的な数値による効果測定が十分ではないと思われる事業が複数見受けられた。また、外部要因（マイナンバーカード保有率など）に左右される指標や、社会状況の変化に影響される指標については、目標値の設定がなされていない傾向が見受けられた。加えて、事務事業評価と政策評価の間で指標の関係性が不明確となっているケースも見受けられた。

このような状況が発生している主な原因としては、事業の性質上、相談件数が多いことが必ずしも良いとは限らないなど、目標値の設定が難しい点や、目標設定に対する意識が不十分であったこと等が考えられる。

しかし、目標値が設定されていない場合、進捗状況や成果を定量的に評価することが困難となり、適切な改善策や方針転換が遅れるリスクがある。

このため、事業ごとにその目的や期待する成果に基づいた定量的な目標値を可能な限り設定することが肝要である。また、設定にあたっては、例えば、相談事業においては相談受付から支援開始までの平均時間の短縮、証明書交付事業においては利用率や浸透度等、多面的な指標を用いることも検討されたい。

加えて、今後の行政運営の透明性及び質のより一層の確保に向け、明確な目標値の設定から実績把握、分析、改善策立案、再評価という PDCA サイクルを確立し、継続的な改善を図ることで、効果的な事業遂行と市民サービスのさらなる向上につなげていくことを期待する。

(※)DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者や恋人など、親密な関係にある（またはあった）者から振るわれる暴力（参考：内閣府ホームページ）

3. 随意契約に関わる事務のさらなる適正化について

随意契約に関する事務については、豊中市随意契約ガイドライン及び豊中市財務規則等に定められている。これらに基づき、随意契約の締結に係る決裁文書には、規定された要件及び見積書の徴取を1者とした場合にはその要件に該当することについての検討内容を詳細に記載することが必要である。このことは、人事異動等に伴う引継ぎを十分かつ効率的に行うことにもつながるものと考えられる。

また、随意契約の締結にあたっては、随意契約理由書の公表を通じて契約の透明性の確保及び市民への説明責任を果たすことが求められている。例えばプロポーザル方式を採用した場合には、評価基準や選定理由等を具体的に記載することが、契約を特命随意契約（1者から見積書を徴取する随意契約）で行う場合には、業務の性質や目的が競争入札に適さないものであるか等を十分に検討し、随意契約理由の記載に誤りや不足がないよう、適切に理由を記載することが必要である。

しかし、監査対象事業においては、随意契約の締結に係る決裁文書に随意契約によることができる要件に該当するか否かや必要となる見積書の徴取数について、随意契約ガイドライン等に照らした検討内容の詳細が十分に記載されていない事例や、随意契約理由書において契約事業者の選定理由等が具体的に明記されていない事例、公表期限まで適切に公表されていない事例が見受けられた。

これらの事例を踏まえ、随意契約の締結にあたっては、決裁文書及び随意契約理由書において、随意契約ガイドライン等のルールに照らした検討内容を詳細かつ十分に記載するとともに、随意契約理由書の公表を適切に行うことを、さらに徹底されたい。

4. 窓口関連業務等の BPR 推進について

総務省は、自治体に対して「質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ICT の徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要」（地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成 27 年 8 月 28 日付総務大臣通知総行経第 29 号））として、業務改革を進める必要性を強調している。その中で、特に住民サービスに直結する窓口関連業務について、「事務事業全般にわたって、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の手法を活用した業務フローの見直し（中略）を図ること」とし、「BPR の手法を活用しつつ住民の利便性向上につながるよう業務方法の見直しを行う」ことが求められている（同留意事項）。

市では、窓口関連業務において、市民満足度向上及び職員の業務効率化を目的として窓口手続の業務改革を検討しているが、令和 10 年度を目途に窓口 DXaaS（デジタル庁が整備するガバメントクラウド上に、「窓口 DX に資するパッケージ」機能（SaaS）を構築し、その機能を地方自治体が選択して利用することができる仕組み：デジタル庁ホームページより）の導入を進める方針であり、この中で、システム標準化に向けて BPR 手法を用いることを想定していたが、現時点において BPR 手法を用いた業務分析は未実施とのことであった。

加えて監査対象事業である住民基本台帳事業における切手收受簿の確認においては、多数の職員が確認するよう設定されていた。

業務フロー分析や課題抽出を通じた BPR により、業務プロセス上の潜在的な課題、効率的ではない業務や必ずしも必要とは考えられない手順を抽出した上で、デジタルツール等も活用した合理的で効率的な業務フローの構築に向けた改善検討が可能となる。

これら窓口関連業務等の課題を踏まえ、今後、現状把握や課題抽出、不要な手順の削減による業務効率化、市民サービスの向上、委託費の適正化などをさらに進めるため、BPR 手法を積極的に活用されたい。

また、監査を実施する中で、職員の出退勤管理に関する資料の閲覧等も行った。繁忙期等に臨時に任用する会計年度任用職員（市全体で毎年度 1,000 人以上任用）については、出勤簿（紙）及び表計算ソフトによる給与計算等が行われており、複雑な勤務条件に合わせた個別条件の設定、職員カードの発行費用等から、すでに導入されているシステムによる勤怠データの管理とすることには事務負担、費用対効果の点から課題がある状況であった。なお、この点については、経済性、効率性、有効性の観点から考える監査人の所感であり、直ちに是正や改善を求めるものではない。

5. 個別の事務手続における要件、手順等の徹底について

監査対象事業において、例えば委託契約業務における契約保証金の免除、戸籍関係等の証明書発行における照合（押印）、再委託を行う場合の再委託先からの誓約書の徴取、切手收受簿の管理といった個別の事務手続きに関して、契約保証金免除要件の確認不足、照合に係る押印漏れ、誓約書の徴取漏れ等が生じていた。これらの原因は、組織全体としての事務手続きや内部統制、リスク管理に対する意識や理解の不足にあると考えられる。

事務手続きにおいて、実際の運用で要件や手順が徹底されなければ、ミスや不正の発生リスクが高まる。適切な事務手続き、内部統制やリスク管理に対する意識や理解をさらに向上させるため、今後は、業務ごとの運用ルールや手順の明確化や、担当者への説明や確認作業の更なる徹底が重要である。加えて、電子化や事務の簡素化等に積極的に取り組むことで、人的ミスの削減、業務の効率化等を図ることが望まれる。

また、なぜそのような手続きが必要とされているかの背景や理由を再認識することを通じて組織全体でリスク管理の必要性や管理意識をさらに高め、業務の信頼性と効率性を両立できる体制を構築されたい。

6. 業務運用におけるモニタリングについて

各所管課では、条例や規則、要綱、契約書、仕様書等に基づき、契約内容の遵守、財産管理、資格要件の確認、戸籍関係等の証明書の発行、収入印紙の管理等の各種事務において、適正な業務遂行が求められている。このため、これらのルール等に基づき、財産の現況確認や記録保存、書類様式の整備運用、資格証明取得、証明書発行事務における確認（押印）、ダブルチェック等を適切に実施することが必要である。

監査対象事業においては、例えば、マイナンバーカード申請・交付業務では第三者による確認及び記録、戸籍関係等の証明書発行事務における確認印の押印の徹底、収入印紙管理におけるダブルチェックの徹底等が不十分である事例が見られた。

これらの課題を踏まえ、さらに適正な業務遂行、財産管理等を図れるよう、今後もモニタリング（持続的な現状確認、分析、評価）の強化に取り組まれたい。

【2】 監査の結果及び意見の一覧表

本年度の包括外部監査に係る個別の指摘については次のとおりである。

【監査の結果及び意見の一覧表】

番号	指摘事項	結果/ 意見
第 4	コミュニティ政策課	
	【1】 市民公益活動支援センター運営管理事業	
	(1) 随意契約理由書の具体的な記載について	
No. 1	プロポーザル方式を採用した場合の随意契約理由書の記載について、評価基準や選定理由等を具体的に記載することが望まれる。	意見
	【2】 定額減税補足給付金給付事業	
	(1) 契約保証金免除申込書の記載内容の明確化について	
No. 2	契約保証金免除の決定にあたり、契約期間中（履行期間の終期が到来していない）の契約を免除要件として認定しているものがあつた。	結果
	(2) エラー発生時の記録・管理ルール of 明確化について	
No. 3	仕様書にエラー発生時の記録・管理ルールを具体的に定め、所管課は適切な報告と委託先の実施状況をモニタリングすることが望まれる。	意見
	(3) 契約決議書の記載内容の周知徹底について	
No. 4	契約方法による事務手続き・契約決議書の記載内容の違いについて周知徹底することが望まれる。	意見
第 5	地域連携課	
	【1】 自治会館整備等助成	
	(1) 自治会館敷地（貸与物件）の定期的な現況確認について	
No. 5	貸与している自治会館敷地について、定期的な現況確認及び記録を行うことが重要である。その際は、土地使用貸借契約書上の条項や、市の財産管理上のルールに適合しているかを、項目立てした上でチェックする運用とすることが望まれる。	意見

番号	指摘事項	結果/ 意見
	(2) 地代助成金申込書に添付する書面について	
No. 6	助成金交付申込書に添付を求める書面は、原則として賃貸借契約書の写しとすること、その上で、何らかの事情でそれが困難な場合に誓約書の提出をもって可能とする場合であっても、賃貸借契約書が添付されているのと同程度に、この助成金の交付について判断するに足るだけの記載内容であることが望まれる。	意見
	【2】 庄内コラボセンター施設管理	
	(1) 随意契約決裁文書への検討内容の詳細な記載について	
No. 7	随意契約の決裁文書には、随意契約ガイドラインに規定の随意契約によることができる要件及び見積徴取者数を1者とすることができる要件に該当するかについての検討内容を詳細に記載し、それらをもって決裁が行われた証跡を残すことが望まれる。	意見
	(2) 随意契約理由の公表と契約手続きの透明性確保について	
No. 8	随意契約理由書について、随意契約ガイドラインに基づき、漏れなく、公表期限まで適切に公表されていなかった。	結果
	【4】 地域自治システムの運用	
	(1) 助成金の実績報告に係る所定の様式での決算書作成について	
No. 9	助成金を受けた地域自治組織に対して、「地域自治の推進に関する助成手引き」に記載されている決算書様式に基づき適切に作成するよう指示することが望まれる。	意見
第6	人権政策課	
	【1】 DV 及び困難な問題を抱える女性支援	
	(1) DV 相談件数の目標設定について	
No. 10	総合計画の目標達成のために、事務事業評価においても、相談件数を「目標」として目標値を設定することが望まれる。	意見
	【4】 国際交流センター施設運営管理	
	(1) 指定管理者が保有する備品の管理方法の改善について	
No. 11	指定管理者が保有する備品について、個々の資産を適切に区分できるように、管理方法の改善を求めることが望まれる。	意見

番号	指摘事項	結果/ 意見
	(2) 備品実査対象の限定に関する検討について	
No. 12	市が指定する備品のみ実査対象とすることについての検討が望まれる。	意見
	(3) 再委託時の暴力団排除に係る誓約書入手について	
No. 13	基本協定書に基づき、指定管理者が500万円以上の再委託を行う場合に、委託の相手方から暴力団員等でない旨その他について表明した誓約書を入手しておらず、市への提出も行われていなかった。また、市が徴取の必要がないと判断する場合について、その要件が明確にされていなかった。	結果
	【6】 人権平和センター豊中施設管理	
	(1) 切手の年度末の棚卸実施について	
No. 14	年度末時点で切手在庫の棚卸を実施することが望まれる。	意見
	【8】 男女共同参画推進センターすてっぷ施設運営管理	
	(1) 現金管理のモニタリング徹底について	
No. 15	指定管理業務である現金管理に対して市のモニタリングをさらに徹底することが望まれる。	意見
	(2) 金融機関領収証書との照合の徹底について	
No. 16	指定管理業務である現金管理に対して市のモニタリングをさらに徹底することが望まれる。	意見
	(3) 再委託時の暴力団排除に係る誓約書入手について	
No. 17	基本協定書に基づき、指定管理者が500万円以上の再委託を行う場合に、委託の相手方から暴力団員等でない旨その他について表明した誓約書を入手しておらず、市への提出も行われていなかった。また、市が徴取の必要がないと判断する場合について、その要件が明確にされていなかった。	結果
第7	くらし支援課	
	【1】 シルバー人材センター補助金業務	
	(1) 実績報告書提出期限の徹底について	
No. 18	市は補助金交付要綱に記載されている実績報告書提出期限までに実績報告書の提出を受けていなかった。	結果

番号	指摘事項	結果/ 意見
	【5】重層的支援体制整備事業（くらし支援課）	
	(1) 支援員の資格要件確認について	
No. 19	業務開始後においても、支援員が資格要件を満たしているかどうかを確実に把握することが望まれる。	意見
第 8	市民課	
	【1】個人番号カード事業	
	(1) マイナンバーカード申請・交付業務の第三者確認・記録について	
No. 20	マイナンバーカードの申請・交付業務について、他の職員による確認を行い、その事実を適切に記録することが望まれる。	意見
	【3】住民基本台帳事業	
	(1) 切手收受簿の確認に係る押印の徹底について	
No. 21	切手收受簿の確認について、確認印の押印漏れが発生しないよう徹底することが望まれる。	意見
	(2) 切手收受簿の払出処理に係る転記の削減について	
No. 22	切手收受簿において、払出処理の転記作業を削減することが望まれる。	意見
	(3) 切手收受簿の確認ルート見直しについて	
No. 23	切手收受簿の確認について、業務効率性も意識しながら、必要十分な確認のルートを検討することが望まれる。	意見
	【4】証明書コンビニ交付事業（戸籍住民基本台帳費）	
	(1) コンビニ交付事業の目標数値の設定と成果分析について	
No. 24	コンビニ交付事業に関して目標数値を設定し、利用促進の取組みの成果を評価・分析することが望まれる。	意見
	【5】証明書発行事業	
	(1) BPR 手法による業務分析の実施について	
No. 25	BPR の手法を活用した業務分析を実施し、改善策を検討することが望まれる。	意見

番号	指摘事項	結果/ 意見
	(2) 証明書発行業務における市職員の照合に係る押印等の徹底について	
No. 26	戸籍関係等の証明書発行業務（一部を民間事業者に委託）において市職員が行う照合に係る押印等の漏れがないよう、改めて徹底することが望まれる。	意見
	(3) 郵便による証明書交付請求における電話確認業務の削減について	
No. 27	郵便による証明書交付請求において、電話での請求者への問合せ内容を分析し、電話確認を最小限に抑えることが望まれる。	意見
	(4) 証明書交付請求書の交付印押印漏れ防止について	
No. 28	証明書交付請求書に、委託先の交付印の押印漏れがないよう徹底することが望まれる。	意見
	(5) 証明書交付請求書の押印手順の明確化について	
No. 29	証明書交付請求書の押印は、「受付」「作成」「照合」「交付」の工程順に、漏れなく行うことを徹底することが望まれる。	意見
	【7】 旅券発給事務	
	(1) 収入印紙受払管理簿のダブルチェックの徹底について	
No. 30	収入印紙受払管理簿のダブルチェックを徹底することが望まれる。	意見
第 9	庄内出張所	
	【3】 証明書発行事業	
	(1) 証明書交付請求書の押印手順の明確化について	
No. 31	証明書交付請求書の押印は、「受付」「作成」「照合」「交付」の工程順に、漏れなく行うことを徹底することが望まれる。	意見
第 10	新千里出張所	
	指摘事項なし	

結びにかえて

「2. 監査の結果及び意見の要約」の冒頭でも触れたが、私は豊中市において包括外部監査人を務めて今年で3年目である。かつて近隣市に住んでいたことから、豊中市民ではなかったものの、幼少期には頻度高く、豊中市の公共施設や公園、道路などを利用するとともに、中学校のクラブ活動において豊中市の強いチームと対戦していたことなどを鮮明に記憶しており、微力ながら、このような形で豊中市に恩返しさせていただく機会を頂戴したことは、個人的にとっても光栄である。

このような豊中市における3年間の包括外部監査について、私は豊中市における今後のよりよい行政運営に資する観点から、3年に亘りストーリー性をもって監査を実施してきた。

具体的には、初年度は豊中市における行財政運営を俯瞰的に把握する観点から「行財政改革の推進と地方公会計の活用について」を特定のテーマとし、2年目も全庁的な視点ではあるが、より行政実務に近い観点から「会計課が所管する財務に係る事務の執行について」を特定のテーマとした。そして3年目においては、1年目と2年目に把握した課題感を踏まえ、特定の部における財務事務に焦点を当てる形で、「市民協働部の所管事業に係る財務に関する事務の執行及び市の出資団体で同部に関わるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るものについて」を特定のテーマに監査を実施した。

特に3年目は、特定の部を取り上げて監査を実施したが、その結果や意見は、他の部においても同様の指摘等がなされる可能性があると思われるため、指摘等の内容については、各部において自己点検を実施いただくとともに、監査委員監査においても、組織横断的に実施される際の視点として活用いただきたい。

なお、監査人のこれまでの経験等を踏まえ、財務に関する事務の執行以外にも、監査の過程で気が付いた改善点は、地方自治法の規定に照らし報告書に記載しなかったものもあるが、それらは所管課等とのコミュニケーションの際に口頭ベースでお伝えしており、今後の行政運営の参考にしていただきたいと考えている。

地方自治法に基づく包括外部監査制度は、平成9年の地方自治法の一部改正により平成11年度から導入されたものであり、私自身は、平成12年度から本年度に至るまで継続して、近畿地方の地方公共団体において、包括外部監査人又はその補助者として従事してきたが、本年度をもって包括外部監

査への関与は、ここで一定の区切りとさせていただくこととした。地方公共団体への知見の乏しかった時期からご指導いただいた諸先輩、ともに包括外部監査に臨んだ仲間、そして何より、包括外部監査に多大なご協力を賜ったすべての地方公共団体関係者に、この場をお借りして御礼申し上げたい。

私は、包括外部監査期間通じて鋭い指摘を行い、それを報告書に記載することが、包括外部監査に期待されている役割だとは思っておらず、包括外部監査を通じた監査人や補助者と監査対象組織の職員とのコミュニケーション、そこから互いに気づきを得て学ぶことも重要であると意識して臨んできたところである。

結びとなるが、包括外部制度を所管する総務省、包括外部監査を受けられる地方公共団体、包括外部監査に従事する監査人や補助者の皆さまが、包括外部監査制度創設当時の意義を振り返る一方で、時代の変遷とともに変えるべきところは変えることを前向きに検討いただくとともに、関係者の叡智を結集し、包括外部監査がよりよい取り組みになることを通じて、地方公共団体の行財政運営に積極的に活用されることを願ってやみません。

以上

